

# 木曾川上流水防災協議会規約

## （名 称）

第1条 本会の名称は、木曾川上流水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。

## （目 的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、また昨今の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行い、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## （協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

## （事務局）

第6条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を中部地方整備局木曾川上流河川事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は平成28年7月5日から実施する。

(附 則)

本規約は平成29年8月10日から実施する。(一部改定)

別表－１ 木曾川上流水防災協議会委員

関係機関名	役職名	摘要
岐阜市	市長	
大垣市	市長	
関市	市長	オブザーバー
美濃市	市長	オブザーバー
羽島市	市長	
美濃加茂市	市長	
各務原市	市長	
可児市	市長	
山県市	市長	オブザーバー
瑞穂市	市長	
本巣市	市長	
郡上市	市長	オブザーバー
海津市	市長	オブザーバー
岐南町	町長	
笠松町	町長	
養老町	町長	
神戸町	町長	
輪之内町	町長	
安八町	町長	
揖斐川町	町長	
大野町	町長	
池田町	町長	

北方町	町 長	
坂祝町	町 長	
一宮市	市 長	
江南市	市 長	
稲沢市	市 長	
犬山市	市 長	
扶桑町	町 長	
岐阜県 岐阜土木事務所	事務所長	
岐阜県 大垣土木事務所	事務所長	
岐阜県 揖斐土木事務所	事務所長	
岐阜県 美濃土木事務所	事務所長	
岐阜県 可茂土木事務所	事務所長	
岐阜県 郡上土木事務所	事務所長	ワヅガ-バー
愛知県 尾張県民事務所	事務所長	
愛知県 一宮建設事務所	事務所長	
名古屋地方気象台	台 長	
岐阜地方気象台	台 長	
(独) 水資源機構 中部支社	事業部長	
中部地方整備局 丸山ダム管理所	管理所長	
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	事務所長	
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	事務所長	

※ワヅガ-バーとは、おおむね木曾川上流河川事務所が管理する木曾三川沿川以外の機関である。

別表－２ 木曾川上流水防災協議会幹事

関係機関名	役職名	摘要
岐阜市 基盤整備部 水防対策課	課長	
大垣市 生活環境部 生活安全課	危機管理専門官	
関市 危機管理課	課長	オブザーバー
美濃市 総務部 総務課	課長	オブザーバー
羽島市 市長室 危機管理課	課長	
美濃加茂市 総務部 防災安全課	課長	
各務原市 市長公室 防災対策課	課長	
可児市 総務部 防災安全課	課長	
山県市 総務課	課長	オブザーバー
瑞穂市 総務部 総務課	課長	
本巣市 総務部 総務課	課長	
郡上市 総務部 総務課	課長	オブザーバー
海津市 危機管理課	課長	オブザーバー
岐南町 総務部 暮らし安全課	課長	
笠松町 総務部 総務課	課長	
養老町 産業建設部 建設課	課長	
神戸町 総務部 総務課	課長	
輪之内町 危機管理課	課長	
安八町 総務課	課長	
揖斐川町 総務部 総務課	課長	
大野町 総務部 総務課	課長	
池田町 総務課	課長	

北方町 防災安全課	課長	
坂祝町 産業建設課	課長	
一宮市 総務部 危機管理課	課長	
江南市 防災安全課	課長	
稲沢市 総務部 危機管理課	課長	
犬山市 市民部 地域安全課	課長	
扶桑町 総務課	課長	
岐阜県 岐阜土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 大垣土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 揖斐土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 美濃土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 可茂土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 郡上土木事務所 施設管理課	課長	オブザ-ハ-
愛知県 尾張県民事務所 防災保安課	課長	
愛知県 一宮建設事務所 維持管理課	課長	
名古屋地方気象台	防災管理官	
岐阜地方気象台	防災管理官	
(独)水資源機構 中部支社 事業部 水管理・防災課	課長	
大垣輪中水防事務組合	管理者	オブザ-ハ-
木曾川右岸地帯水防事務組合	管理者	オブザ-ハ-
揖斐川水防事務組合	管理者	オブザ-ハ-
愛知県尾張水害予防組合	管理者	オブザ-ハ-
中部地方整備局 丸山ダム管理所	管理係長	

中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	副所長(調査)	
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	副所長(事業)	
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	副所長(調査)	

※ワザバーとは、おおむね木曾川上流河川事務所が管理する木曾三川沿川以外の機関および水防事務組合または水害予防組合である。